

- 社会人への特別選考は68自治体中59自治体（令和4年度実施）が実施しており、社会人からの教師への入職を促している。
- 以下のように免許取得まで猶予期間を設けた、社会人等を対象にした特別の選考を実施したり、社会人から入職する者に対する研修を実施している例もある。

東京都における転職者向け施策

○社会人特例選考

25歳以上で、教職以外の民間企業等も含む社会人経験が2年以上（選考年度の前年度3月31日までの経験が対象）ある者が受験可能。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

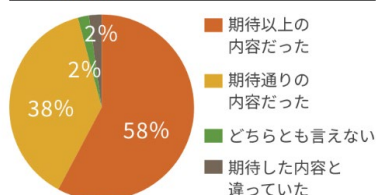
○社会人等を対象とした任用前講座

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた者を対象に、任用前に学び直しができる講習を開設。採用予定者の不安を解消し、安心して着任できるようサポート。

当日の様子



当日の満足度



埼玉県におけるセカンドキャリア向け施策

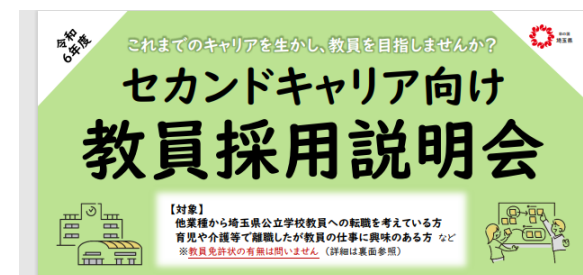
○セカンドキャリア特別選考

民間企業等における本採用（正規採用）職員としての勤務経験を、選考前年度までに通算で5年以上有する者が対象。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

○セカンドキャリア向け教員採用説明会

他業種からの転職を考えている者や育児・介護等で離職したが教員の仕事に興味のある者を対象に説明会を実施。民間企業等での勤務経験のある現職教員によるパネルディスカッションのほか、希望者には個別相談も実施。



特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	12	13	16	22	31	66
中学校	42	58	61	60	83	104
高等学校	105	125	138	142	204	313
特別支援学校	10	12	12	11	16	17
合計	169	208	227	235	334	500

◆ 事例（令和4年度）

教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	225件	ALT、英会話講師、通訳	工業	19件	実習助手、土木設計技術者
情報	93件	システムエンジニア、プログラマー	自立活動	16件	看護師、理学療法士
看護	42件	看護師、助産師	体育・保健体育	9件	国体選手、社会人チーム指導者
理科	26件	研究員、博士号取得者	家庭	9件	調理師、管理栄養士

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515

◆ 事例（令和4年度）

医学・看護・保険 （医師、看護師等）	4,065	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			3,880	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	1,793
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,874	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	1,061	伝統芸能 （和楽器講師等）	712	競技スポーツ （元プロサッカー選手等）	493
情報 （システムアドミニストレータ等）	520	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	470	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	558	製造現場体験 （建築家、大工等）	313
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	345	野外体験活動（農家、造園業等）	327	伝統工芸 （陶芸家等）	257	地域文化理解 （旅館経営者、文化保護審査委員等）	284
環境教育 （農家、昆虫学者等）	186	朗読 （フリーアナウンサー、演出家等）	70	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	139	その他 （ビジネスマナー講師、デザイナー等）	1,817

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験(情報)を再開

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 高等学校教員資格認定試験(高等学校教諭一種免許状(情報)) 令和6年度から再開

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和3年度	30	17	7	41.2%	1,242	799	173	21.7%	189	132	7	5.3%
令和4年度	27	24	10	41.7%	1,017	782	135	17.3%	26※	21	1	4.8%
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	7※	7	4	57.1%

※令和4・5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施